

土本第4518号
平成27年3月16日

事業主様

全国土木建築国民健康保険組合
(公印省略)

「データヘルス計画（要精密検査対象者の受診勧奨）」の実施について

本組合の事業運営につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、政府の「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」を受け「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成26年3月31日付厚生労働省保険局長通知）」が改正され、国民健康保険組合においてもデータヘルス計画の実施が明記されました。健康管理の取組みは、企業の収益等に貢献する投資であることから事業主と協働（コラボヘルス）して実施することを求めています。

本組合では、データヘルス計画の一環として、組合にご提供いただいた事業主健診結果等の健康診断の結果から重症糖尿病が疑われる方について、早急に医療機関に受診していただけるよう勧奨を強化し、糖尿病合併症を予防することとしました。

該当の組合員がおられる場合は別途ご連絡いたしますので、事業所の健康管理の取組みとして受診勧奨へのご協力をお願いいたします。

なお、「データヘルス計画」に係る個人情報保護の取扱いは別紙のとおりです。

※「データヘルス計画」とは

保険者が保有するレセプトや健診結果等の健康・医療データを活用し、加入者の健康づくりや疾病予防、重症化予防などの保健事業を効率的・効果的に実施する計画のことをいいます。

厚生労働省では、保険者がデータヘルス計画を策定し、事業主と協働で実施していくことを推進しています。